

障がい者雇用優良事業所等表彰要領

1 趣 旨

この要領は、表彰規則（昭和 34 年長野県規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、障がい者雇用の促進と職業の安定に貢献した優良事業所及び優秀勤労障がい者を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の対象

(1) 表彰の対象となる者は、以下の表彰区分に定める事業所又は個人とする。

- ① 障がい者雇用優良事業所 下記 3 の(1)の要件を満たす県内に所在する事業所
- ② 優秀勤労障がい者 下記 3 の(2)の要件を満たす県内在住者

(2) 上記にかかわらず、次に掲げる者はこの表彰の対象としないものとする。

- ① 障がい者雇用に関連して、過去に厚生労働大臣又は知事の表彰を受けたことのある事業所及び障がい者
- ② 全国障害者技能競技大会成績優秀者表彰（知事表彰）を受けたことのある者

3 表彰の基準

(1) 障がい者雇用優良事業所

障がい者の雇用割合が高く、かつ、障がい者の雇用に関連して積極的に職業安定機関を利用し、障がい者の雇用が安定している事業所（国・地方公共団体の事業所を除く）で、その成果が特に顕著なもののうち、次のいずれにも該当するもの。

- ① 法定雇用率を達成する数を上回る障がい者を雇用していること。ただし、常用労働者数が 40.0 人未満の事業所にあつては、障がい者を 1 人以上雇用していること。
- ② 過去 3 年間に於いて、障がい者雇用率を達成していること。ただし、常用労働者数が 40.0 人未満の事業所にあつては、過去 3 年間継続して障がい者を雇用していること。

(2) 優秀勤労障がい者

就職している障がい者で、その障がい克服し、模範的な職業人として業績をあげ、職場における同僚等から敬愛され、同一の事業所における勤続年数が原則として 7 年以上の者。

4 被表彰候補者の推薦

(1) この表彰における被表彰候補者は、以下の機関又は事業所の代表者の推薦を受けるも

のとする。

① 障がい者雇用優良事業所

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部、障害者就業・生活支援センター又は地域振興局商工観光課

② 優秀勤労障がい者

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部、障害者就業・生活支援センター、地域振興局商工観光課又は上記3の(2)の基準を満たす障がい者を雇用している事業所であって次に掲げるもの

ア 過去3年間において法定雇用率を達成していること。

イ 過去3年間において、労働関係法令違反の事実がなく、労働基準監督機関の勧告、是正指導を受けていないこと。

(2) 被表彰候補者の推薦については、各機関又は事業所に対する推薦依頼通知、リーフレット又は県ホームページにより募集するものとする。

5 提出書類

推薦者は別に定める日までに、次の各号に掲げる表彰の対象ごとに当該各号に定める様式により推薦調書を作成し、知事あて提出するものとする。

(1) 障がい者雇用優良事業所 別記様式第1号

(2) 優秀勤労障がい者 別記様式第2号

6 選考方法

被候補者の選考は、別に定める部内の審査委員会の審査を経て決定するものとする。

7 表彰

(1) 審査の結果、決定された被表彰者を表彰する。

(2) 表彰の時期は、毎年度、別に定める日に行うものとする。

(3) 表彰後、表彰対象となった事業所等が、「障がい者雇用優良事業所等表彰候補選定基準細目」の2の各号のいずれかに該当する事実が明らかになった場合は、表彰を取り消すことができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年度に実施する表彰から適用する。

この要領は、平成30年度に実施する表彰から適用する。

この要領は、令和3年度に実施する表彰から適用する。

この要領は、令和6年度に実施する表彰から適用する。

障がい者雇用優良事業所等表彰候補選定基準細目

- 1 障がい者雇用優良事業所表彰の候補者選定に当たっては、「障がい者雇用優良事業所等表彰要領」の「3 表彰の基準」に定めるもののほか、以下の各号のいずれかに該当する事業所とすること。
 - (1) 職場環境の改善（設備や機器の配慮、従業員への障がい者理解の促進に向けた教育など）により障がい者の定着に努めていること。
 - (2) 行政機関や各種団体等の主催する障がい者雇用に関するセミナーの受講や職場実習の受入など、積極的に雇用の確保に取り組んでいること。
 - (3) 雇用率の実績の低い業種でありながら、同業の他の事業所を大きく上回る実績があること。
 - (4) 小規模であるが、他の模範となる先進的な取組を行っていること。

- 2 以下の各号のいずれかに該当する場合は、「障がい者雇用優良事業所等表彰要領」の「3 表彰の基準」及び前項の規定にかかわらず、障がい者雇用優良事業所表彰の被表彰候補者として選定しないものとする。
 - (1) 過去3年間において労働関係法令違反の事実があり、労働基準監督機関の勧告、是正指導を受けている。
 - (2) 過去3年間において当該事業所の責任による労働災害を起こした事実がある。
 - (3) 過去3年間において障がい者の解雇をしている。

- 3 優秀勤労障がい者の候補者選定に当たっては、「障がい者雇用優良事業所等表彰要領」の「3 表彰の基準」に定めているが、具体的な例としては以下のとおり。
 - (1) 他の障がい者に対し助言を行うなど、職場定着や雇用の安定に貢献していること。
 - (2) 他の従業員に対し、モチベーションなどで好影響を与えていると認められること。
 - (3) 企業の業績向上に貢献していること。